

環水大土発第110706002号
平成23年7月8日

都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長

「汚染土壤の運搬に関する基準等について」の一部改正について

汚染土壤の運搬に関する基準等については、環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「汚染土壤の運搬に関する基準等について」（平成22年3月10日付け環水大土発第100310001号）において、都道府県及び政令市が参考とすべき詳細な事項をまとめ通知したところである。

今般、平成22年4月1日から施行されている土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）の施行状況を鑑み、法の円滑かつ適切な施行の観点から、上記通知の内容の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成23年7月8日から適用する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p style="text-align: center;">汚染土壌の運搬に関する基準等について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 汚染土壌の運搬に関する基準</p> <p>1. 趣旨 (略)</p> <p>2. 運搬に関する基準 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること(規則第65条第6号)</p> <p>① 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと(規則第65条第6号イ)</p> <p>積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に汚染土壌の積替えの場所であることの表示がされている場所で行わなければならないこと。なお、<u>次のいずれかに該当する場合</u>にあっては、当該設備をもって囲いとみなして差し支えないこと。</p> <p><u>ア. 積替えを行う場所が屋根及び壁を有する設備の内部である場合</u></p> <p><u>イ. 汚染土壌をコンテナに封入したまま積替えを行うにあたり、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透のおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナ(日本工業規格Z一六一八又は日本工業規格Z一六二七に定める構造・性能等に係る基準を満たしたものの)を用いて行う場合</u></p> <p><u>ウ. 埠頭において、バリケードやフェンス等で周囲を囲い、関係者以外の者がみだりに立ち入ることができない場合</u></p> <p>② 積替場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること(規則第65条第6号ロ)</p> <p>積替場所から、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために、積替えを行う汚染土壌の汚染状態に応じて、屋根を設け、当該汚染土壌を耐久力を有する不織布等で覆い、又は当該汚染土壌を密閉性を有し、損傷しにくい容器に入れる等の措置を講ずること。とりわけ、第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニルは<u>大気中へ拡散しないように留意すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">汚染土壌の運搬に関する基準等について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 汚染土壌の運搬に関する基準</p> <p>1. 趣旨 (略)</p> <p>2. 運搬に関する基準 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること(規則第65条第6号)</p> <p>① 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと(規則第65条第6号イ)</p> <p>積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に汚染土壌の積替えの場所であることの表示がされている場所で行わなければならないこと。なお、<u>積替えを行う場所が屋根及び壁を有する設備の内部である場合</u>にあっては、当該設備をもって囲いとみなして差し支えないこと。</p> <p>② 積替場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること(規則第65条第6号ロ)</p> <p>積替場所から、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等を防止するために、積替えを行う汚染土壌の汚染状態に応じて、屋根を設け、当該汚染土壌を耐久力を有する不織布等で覆い、又は当該汚染土壌を密閉性を有し、損傷しにくい容器に入れる等の措置を講ずること。とりわけ、第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニルは<u>大気中への拡散が懸念されるため、これらを</u></p>

た、積替場所の底面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するため厚さ10センチメートル以上のコンクリートの層若しくは厚さ5センチメートル以上のアスファルトの層、又はこれらと同等以上の遮水効力を有するものであること。

(7)～(15) (略)

第2 運搬に関する基準に違反した場合の措置命令について (略)

含む汚染土壌の積替場所は屋内に設けることを基本とし、その上で屋内空気を処理してから排気するなど、揮散した第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニルを外部に拡散させないような配慮がなされていること。また、積替場所の底面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するため厚さ10センチメートル以上のコンクリートの層若しくは厚さ5センチメートル以上のアスファルトの層、又はこれらと同等以上の遮水効力を有するものであること。

(7)～(15) (略)

第2 運搬に関する基準に違反した場合の措置命令について (略)